



# 山形県公報

平成25年8月27日（火）  
第2473号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………（人 事 課） ……933

### 告 示

- 山形県水資源保全地域の指定の予定……………（環境企画課） ……934
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課） ……同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ） ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ） ……935
- 山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………（農政企画課） ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………（最上総合支庁農村計画課） ……936
- 民有保安林指定の解除の予定……………（森 林 課） ……同
- 民有保安林の指定施業要件の変更……………（ 同 ） ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部改正……………939

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（最上総合支庁建築課） ……940
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（新庄病院） ……943

## 規 則

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第75号

#### 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第13号までを2号ずつ繰り上げる。  
別表第7項及び第8項を削り、同表第9項中「第2条第9号」を「第2条第7号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第10項中「第2条第10号」を「第2条第8号」に改め、同項を同表第8項とし、同表第11項中「第2条第11号」を「第2条第9号」に改め、同項を同表第9項とし、同表第12項中「第2条第12号」を「第2条第10号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第13項中「第2条第13号」を「第2条第11号」に改め、同項を同表第11項とする。

#### 附 則

この規則は、平成25年8月28日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第769号

山形県水資源保全条例（平成25年3月県条例第14号）第9条第1項の規定により、水資源保全地域を次のとおり指定する予定であるので、関係図書を、環境エネルギー部環境企画課及び各総合支庁保健福祉環境部環境課並びに長井市役所及び遊佐町役場において縦覧に供する。

なお、当該水資源保全地域の住民及び利害関係人は、この告示に係る指定について、平成25年9月9日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 名 称 長井市野川地区水資源保全地域  
(2) 区 域 長井市7林班から23林班まで
- 2 (1) 名 称 遊佐町牛渡・滝淵・洗沢地区水資源保全地域  
(2) 区 域 飽海郡遊佐町8林班ろ小班、24林班、25林班い小班及びは小班、26林班は小班、27林班から43林班まで並びに44林班い小班
- 3 (1) 名 称 遊佐町下当山・長坂地区水資源保全地域  
(2) 区 域 飽海郡遊佐町47林班から49林班まで及び59林班から65林班まで
- 4 (1) 名 称 遊佐町白井地区水資源保全地域  
(2) 区 域 飽海郡遊佐町68林班から70林班まで

### 山形県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地               | 指 定 年 月 日   |
|-------------------|-----------------------------------|-------------|
| 橋本歯科医院            | 山形市荒楯町一丁目4番10号                    | 平成25. 7. 16 |
| なぬか町ほっと薬局         | 山形市七日町一丁目4番47号 シティータワー<br>山形七日町1階 | 同 8. 1      |
| くるみ薬局             | 山形市銅町二丁目24番17号                    | 同           |

### 山形県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日   |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 橋本歯科医院            | 山形市寿町14番32号         | 平成25. 7. 15 |

**山形県告示第772号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称          | 施設又は実施する事業の種類            | 指定介護機関の所在地                    | 指定年月日       |
|--------------------|--------------------------|-------------------------------|-------------|
| 指定居宅介護支援事業所サニーヒル山寺 | 居 宅 介 護 支 援              | 山形市大字山寺1973番地335              | 平成25. 3. 25 |
| なぬか町ほっと薬局          | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導 | 山形市七日町一丁目4番47号 シティータワー山形七日町1階 | 同 8. 1      |
| いきいき倶楽部 シープ        | 介護予防通所介護                 | 新庄市大町3番31号                    | 同 8. 5      |

**山形県告示第773号**

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農村地域工業等導入資金融通促進事業費補助金交付規程（昭和48年10月県告示第1467号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「年利率0.95パーセント」を「年利率1.15パーセント」に改め、同条第2号イ中「年利率1.25パーセント」を「年利率1.45パーセント」に改め、同号ロ中「年利率1.35パーセント」を「年利率1.60パーセント」に改める。

別表中

|            |            |   |
|------------|------------|---|
| 年1.40パーセント | 年1.10パーセント | を |
| 年1.10パーセント | 年0.80パーセント |   |
| 年1.00パーセント | 年0.70パーセント |   |

に改める。

|            |            |
|------------|------------|
| 年1.20パーセント | 年0.90パーセント |
| 年0.90パーセント | 年0.60パーセント |
| 年0.75パーセント | 年0.45パーセント |

**附 則**

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第2条の規定は、平成25年7月19日以後に貸し付けられた資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表の規定は、平成25年7月19日以後に貸し付けられた資金に係る補助金について適用し、同日前に貸し付けられた資金に係る補助金については、なお従前の例による。

**山形県告示第774号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営戸沢地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営戸沢地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
戸沢村役場
- 縦覧に供する期間  
平成25年8月29日から同年9月30日まで
- その他

この告示に係る計画の変更に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、計画の変更のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第775号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 解除予定保安林の所在場所  
飽海郡遊佐町藤崎字茂り松1の9、154の2、字茂森14の39、14の99、14の135、字千代ノ藤5の61、5の582（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
- 保安林解除の理由  
道路用地とするため  
〔次の図〕は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第776号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字アッサ平1122の2
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
山形市小白川町字向山1248の2、1248の4

- (2) 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字アッサ平1122の2
- (2) 保安林として指定された目的  
落石の危険の防止
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字畑谷字板橋1933の18、1933の30、1933の31、1933の36、1933の38、1933の39（次の図に示す部分に限る。）、1933の155、1970の5、字大沼1993の1、1999、2000、2004の1（次の図に示す部分に限る。）、2005、2012の1、2013の1、2395の1、2395の3、2395の4、2399の2、2399の5、2399の6、字東黒森2013の10、2013の21、2013の25、2013の26、2013の32、2013の53、2013の54、2013の55、2013の56、2013の58、2013の59、2014の2、2397の1（次の図に示す部分に限る。）、2397の2、2397の3、2397の4、2397の10、2397の11、2397の13、2397の14、2397の18（次の図に示す部分に限る。）、2397の28
- (2) 保安林として指定された目的  
干害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字北山字湯舟3804の130、3804の355、3835の5
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東村山郡山辺町大字畑谷字板橋1933の18、1933の30、1933の31、1933の36、1933の38、1933の39（次の図に示す部分に限る。）、1933の155、1970の5、字大沼1993の1、1999、2000、2004の1（次の図に示す部分に限る。）、2005、2012の1、2013の1、2395の1、2395の3、2395の4、2399の2、2399の5、2399の6、字東黒森2013の10、2013の21、2013の25、2013の26、2013の32、2013の53、2013の54、2013の55、2013の56、2013の58、2013の59、2014の2、2397の1（次の図に示す部分に限る。）、2397の2、2397の3、2397の4、2397の10、2397の11、2397の13、2397の14、2397の18（次の図に示す部分に限る。）、2397の28
  - (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐は択伐による。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月岡字下ノ倉598の10
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字月岡字山岸535の7
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
西村山郡西川町大字入間字水ヶ瀨1564の1、1783、1784の1、1785の1
- (2) 保安林として指定された目的  
雪崩の危険の防止
- (3) 変更後の指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐は択伐による。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

- 定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
尾花沢市大字上柳渡戸字赤沢502の7
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
- イ 立木の伐採の方法
- (イ) 次の森林については、主伐は択伐による。  
字赤沢502の7（次の図に示す部分に限る。）
- (ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第57号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
平成25年8月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

- 1 病院の項の表中 「財団法人 三友堂病院三友堂リハビリセンター」を
- 「三友堂リハビリテーションセンター」に改め、2 老人ホームの項の表中
- |               |   |                    |    |
|---------------|---|--------------------|----|
| スマイルコート清住     | 〃 | 清住町二丁目3番70号        | を  |
| スマイルコート清住     | 〃 | 清住町二丁目3番70号        | に、 |
| 特別養護老人ホーム福寿乃郷 | 〃 | 飯田二丁目7番30号         |    |
| ひめさゆり荘        | 〃 | 飯豊町大字添川字金山沢3514-82 | を  |
| ケアハウスめざみの里    | 〃 | 大字萩生3608-1         |    |

|                       |                    |       |
|-----------------------|--------------------|-------|
| ひめさゆり荘                | // 飯豊町大字添川3514番地82 | に改める。 |
| ケアハウスめざみの里            | // 大字萩生3608-1      |       |
| 地域密着型特別養護老人ホームひめさゆりの丘 | // 大字添川3514番地82    |       |

## 公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成25年8月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

| 名称              | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 金数          | 摘要          |                                    |                                    |
|-----------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                 |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営三吉町アパ<br>ート3号 | 新庄市金沢1612<br>-3 | 3DK  | 55.7                          | 1    | 一般用 | 13,200<br>円             | 15,300<br>円                        | 17,500<br>円                        | 19,700<br>円                        | 22,500<br>円 | 26,000<br>円 | 3月分<br>の家賃                         | 1,300<br>円                         |
| 同 若葉東アパ<br>ート2号 | 同 金沢1281<br>-4  | 同    | 63.5                          | 1    | 同   | 16,100<br>円             | 18,600<br>円                        | 21,300<br>円                        | 24,000<br>円                        | 27,400<br>円 | 31,600<br>円 | に相当<br>する額                         | 1,300<br>円                         |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成25年9月2日から同月6日まで（ただし、郵送の場合は、平成25年9月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 最上事務所

## 5 入居の時期 平成25年10月中旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年8月27日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
人工透析装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院総務課施設用度係 山形県新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成25年8月7日
- 4 落札者の名称及び所在地  
丸木医科器械株式会社 山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目2番22号
- 5 落札金額 57,645,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成25年6月25日

平成25年 8月27日印刷  
平成25年 8月27日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056